

■生徒心得

この生徒心得の中に示された事項は、生徒の校内および校外生活を規定する最低の基準であり、これを厳守するとともに高校生としての誇りをもって生活を律しなければならない。

1 出校中の心得

- (1) 始業時刻その他定められた時刻を厳守し、学校生活に支障のないようにすること。
- (2) 校舎の出入りは原則生徒玄関を使用すること。
- (3) 始業5分前には授業の準備を整えておくこと。
- (4) 指定以外の教室または部屋には入ってはならない。
- (5) 食事は原則としてホームルームにおいて所定の時間に行うこと。
- (6) 校内備品の使用は管理責任職員の許可を得ること。
- (7) 外来者との面会、案内は担任を通じ管理責任者の許可を得ること。
- (8) 登校後の外出は禁止する。ただし必要のある時は保護者からの連絡の上、担任の許可を得ること。
- (9) 許可なくして金銭、物品を集め、または集会、結社あるいはクラブ等の結成を行ってはならない。
- (10) 学校内外を問わず、刊行物の発行及び配布は事前に許可を得ること。
- (11) 学習その他の教育活動に不必要な物品は一切持参しないこと。
- (12) 校内において金品を紛失、拾得した時は直ちに届け出ること。
- (13) 休日等の学校施設使用は事前に学校の許可を得ること。
- (14) 校舎内においては特に火気に注意し、施設の保全に努めること。
- (15) 学校に非常事態が発生した時は、関係職員の指示にしたがい、沈着冷静かつ敏速に行動すること。
- (16) 各人の所有物品には必ず氏名を明記すること。
- (17) 自転車通学をする者は事前に届け出ること。
- (18) 本校職員、来客に対し、礼儀を失わないように心がけること。
- (19) 校舎内では特に静粛を保つこと。
- (20) スマートフォンなどの通信機器の扱いについては次のとおりとする。
 - (ア) 校地内では教職員の指導時のみ使用可とし、それ以外は電源を切り貴重品ロッカーにて保管する。
 - (イ) 校地外で使用するときは公共のマナーを守る。
- (21) タブレットの使用は教科担任の指示に従う。
- (22) 貴重品ロッカーの利用について、次のとおりとする。
 - (ア) 貴重品と教科担任が許可した教科書類を保管するために利用する。
 - (イ) 1年間指定された場所を使用し、年度末に鍵を返却する。
 - (ウ) 使用後は施錠し帰宅すること。
 - (エ) ロッカーの鍵を紛失した場合は、担任に申し出ること。再発行願いを提出し、「鍵作製費用」を支払う。
 - (オ) ロッカーを破損した場合は、弁償となる。

2 生活一般

- (1) 生徒は常に高校生としての自覚と責任を持ち、行動すること。
- (2) 本校生徒間および他校生徒との交際は、お互いの人格を尊重し、良識をもって行うこと。
- (3) 身分証は常に携帯すること。尚、紛失または破損した場合は届け出て再発行を受けること。
- (4) 服装は『服装規程』に基づき遵守する。
- (5) 頭髪は端正かつ清潔にし、パーマ、エクステ、毛染、脱色、化粧、眉剃りは厳禁する。
- (6) 法律に反する行動は厳禁とする。飲酒、喫煙、有機溶剤の乱用、賭け事その他望ましくない行為、あるいはその疑いを招くような行為は、一切禁止する。(電子タバコ・ノンアルコール飲料等・同席・ライター等所持も不可)
- (7) 高校生の利用が制限・禁止されている場所への出入りは禁止する。
- (8) 夜間外出時間は21時までとする。外出の際は時間を守り、目的、行先、帰宅時間、同行者、連絡方法等を明らかにしておくこと。
- (9) 外泊は原則として禁止する。ただしやむを得ない場合は保護者の許可を得て、行き先等を明らかにし、保護者間で相互に連絡を取ること。
- (10) 住所、電話番号、保証人、及び戸籍上に異動があった場合は速やかに届け出ること。
- (11) 校舎内外の公共物を大切に扱い、すすんで環境の美化に努めること。破損、または紛失した場合は直ちに届け出ること。
- (12) 自動二輪の免許取得は厳禁とする。四輪自動車運転免許取得については運転免許取得規程による。(就職内定条件が自動二輪免許取得の場合は別途審議して決定する)
- (13) アルバイトを行う場合は保護者の許可を得て、事前に許可願いを提出すること。
- (14) その他禁止事項については必ず遵守すること。以下に違反した場合は、指導対象となる場合がある。
 - (ア) 暴力(ことば含む)・脅迫・恐喝・器物損壊・窃盗などの法に反する行為
 - (イ) 美容整形・タトゥー等。
 - (ウ) 友人間での金銭貸借。
 - (エ) 携帯電話等の電子機器の不適切な使用・SNSに関する不適切な利用等。
 - (オ) 免許証無許可取得・無免許運転
 - (カ) 試験・検定の際の不正行為。

4 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引

- (1) 教務規程に基づき遵守すること。
- (2) やむを得ず欠席、遅刻・早退する場合は、保護者が朝8時10分までに所定のアプリ、または電話で連絡を行い、理由を明確に伝えること。
- (3) 早退時には、帰宅後すぐに学校に連絡すること。
- (4) 正当な理由なく、欠席、遅刻・早退、欠課等をしてはならない。無断欠席や遅刻が続く場合は、保護者への連絡とともに生活指導が行われる場合もある。

附 則

この心得は、平成15年4月1日一部改正する。

この心得は、令和 4年4月1日一部改正する。

この心得は、令和 7年4月1日一部改正する。

服 装 規 程

第1条 服装

- (1) 私服または指定服を着用する。場面や状況に応じて適切な服装を心掛けること。
- (2) 私服を着用する場合、以下の条件を守ることにする。
 - (ア) 学校の品位を損なわない端正な服装であること。
 - (イ) TPOを考えた、公共の場にふさわしい服装を着用すること。
 - (ウ) 清潔な服装をし、相手に不快感を与えないよう心がけること。
 - (エ) 奇抜すぎる服装や過度に露出の多い服装は避けること。

第2条 指定服

- (1) 指定服を必ず購入する。
- (2) 以下の場合には指定服を着用するものとする。
 - (ア) 学校行事（式典や公式の場など）
 - (イ) 他校との交流会や公共の場での活動。
 - (ウ) 学校が指定する日

第3条 指定服の規程

- (1) 指定服は本校指定のスーツ上下とする。
- (2) 指定服には必ず本校指定校章を左襟に付ける。
- (3) スーツの中にワイシャツ（白無地）を必ず着用する。
- (4) ネクタイは本校指定のものとする。
- (5) スラックスを履く場合はベルトを着用する。
- (6) スカートを履く場合は、裾丈を膝下程度とする。
- (7) 靴下類は、無地で紺、グレー、黒とする。
- (8) ストッキングやタイツは黒またはベージュとする。
- (9) ニットベスト、セーターの色は、白、紺、グレー、黒とし、気温に合わせて着用を認める。指定服着用の場面では、セーターの着用は認めない。

第4条 その他

- (1) 靴は、下駄、ぞうり、サンダル、スリッパ、ハイヒール類は禁止とする。
- (2) 上靴は、学校指定のものとする。
- (3) 装飾品（ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス、カラーコンタクト等）は禁止する。
- (4) 屋内での帽子の着用は禁止する。
- (5) 体育や実技科目の授業中は、指定の運動着・運動靴や作業着を着用すること。

附 則

この規程は、昭和55年12月26日一部改正する。

この規程は、平成15年4月1日一部改正する。

この規程は、平成22年4月1日一部改正する。

この規程は、令和4年4月1日一部改正する。

この規程は、令和7年4月1日一部改正する。